(委任契約書別紙)

弁護士に依頼される方へ

- ① 弁護士は裁判所への出廷、現地調査、交渉などのために長時間拘束されたり遠方へ出張 していたりすることがあります。そのため、日中、事務所を不在にすることがしばしば あります。お電話をいただいてもすぐには折り返せないことがあります。メールをご利 用いただいたほうが、手の空いた時間に早めにお返事できることもあります。
- ② 弁護士に虚偽の説明をされると、事件を適切に進めていくことができません。記憶があいまいなことはそのとおりに、勘違いがあったときはすぐに教えてください。不利なことも有利なことも知ったうえで、可能な中で最良の方法を考えます。
- ③ 依頼中であっても他の弁護士のセカンドオピニオンを聞かれることは全く問題ありません。依頼する弁護士を変えるときは、お知らせください。弁護士はいつでも解任できます。ただし、解任をされたときには原則として着手金の返金はできませんし、その時点で手続が進行している場合は報酬の一部が発生する場合があります。
- ④ 弁護士はご依頼を頂いた方の正当な利益を確保することを目指します。違法な利益、不正な請求のお手伝いをすることはできません。法的に強制ができない要望は、相手方が応じなければ実現が難しいことがあります。紛争を解決するのが弁護士の役割ですので、解決の方向に向かわないご依頼はお受けできません。
- ⑤ 交渉の段階では、相手方の回答を数週間待つこともしばしばあります。相手方が検討している時間を短くする権限はありません。訴訟になると、1カ月~2カ月程度おきに数回~十数回の手続を要することが一般的です。大半の訴訟は1年~2年以内に和解が成立したり第1審の判決を受けたりしますが、当事者が多数であったり争点が複雑であったりすれば、それ以上の期間がかかることもあります。
- ⑥ 訴訟になったときは、尋問や和解の話し合いのために裁判所へ同行していただくことがあります。平日の昼間にしか裁判は行われませんので、お休みを取っていただくことがあります。1カ月くらい前には予定が決まりますので、そのときにご都合の調整をお願いしております。
- ① 事案の進行について弁護士が勝手に判断することはありません。重要な意思決定についてはご依頼を頂いた方のお考えをお聞きします。そのときは、迷っていること、不安なことも含めて、ご意見をお聞かせください。ただし、手続的な書類の提出、それまで十分に打ち合わせをしてきた主張をする書面の提出、書面に記載する内容などについては弁護士が専門家として選んでおりますので弁護士にお任せください。また、書面の表現は、法律用語独特のものですので、弁護士にお任せください。
- ⑧ 弁護士に依頼をした以降は直接相手方と連絡を取ることは控えてください。相手方の 弁護士に対する連絡も同様です。やむを得ない場合は事前にご相談ください。

- ⑨ 事件に関係するかどうかがわからなくても、少しでも関係することがありそうな書類は大切に保管し、弁護士に見せてください。相手方や裁判所から新しく何か連絡があったり文書が届いたりしたときには、弁護士にすぐに知らせてください。
- ⑩ 個人情報もお訊ねすることがありますが、事案の解決のために必要となるものです。弁 護士はご依頼を頂いた方に対して守秘義務を負っておりますので、ご安心ください。弁 護士費用をご家族が支出していたとしても、ご依頼を頂いた方本人が了解されていなければ、ご家族には説明しません。しかし、郵便物をお送りしたり、お電話をしたりすることがありますので、ご連絡の方法に制限がある場合は事前にご教授ください。
- ① 弁護士とご依頼を頂いた方の関係は一方的なものではなく、相互に協力をしつつ事件を解決まで導く関係になります。弁護士からお願いすることにつきましては、資料の取得等も含めてご協力いただけますようお願い致します。一定期間以上ご連絡が取れない場合などは弁護士としては辞任せざるを得ない場合もあります。
- ② こちらが請求を受けている側のご依頼の場合、弁護士が交渉をしても、相手方がはっきりと諦めないことがあります。その場合は、相手方の要求が途絶してから一定期間が経過すれば、相手方が諦めたと判断して事件を終了することになります。
- ③ 相手方に対して請求をするご依頼の場合、相手方が行方不明、死亡して相続人が放棄、 破産の申立をするなどしたために、回収の見込みがなくなり終了せざるをえないこと もあります。
- ④ 回収したお金は預り金口座に預かり、報酬や実費を控除してお返しすることになります。着手金は着手から事件の進行のための費用であり、報酬の一部には組み入れません。事件処理にかかる資料の取り寄せ、証明書手数料、出張旅費・日当、裁判所へ納める印紙・予納金などを実費として請求することになります。詳しくは委任契約書をご参照ください。
- ⑤ 相手方が嫌がらせで無理な反訴を起こしてきた場合など、受任している事件とは別の派生した紛争に対応するときは別に契約していただく必要があります。また、判決や和解などに沿って強制執行をする必要がある場合も、別に費用と報酬が必要となります。

〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目5番11号

薬院ヒルズビル4階 4-A 薬院法律事務所 電 話 092 (732) 5823 FAX 092 (732) 5829 メール yakuin. law@gmail. com 弁護士 鐘 ケ 江 啓 司

私は、以上の内容を理解し、合意したことを確認します。

+ →	r-r
±1/4.	H
夭 名	戶